

本町緑地公園施設整備事業
公募設置等指針

令和4（2022）年12月

足利市

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

本市では、第8次足利市総合計画及び足利市都市計画マスタープランにおいて、渡良瀬川の河川空間を水とのふれあいの場やスポーツ・レクリエーションの場として位置付け、河川管理者と協働したかわまちづくり支援制度により河川空間の利活用を図る取組みを進めています。

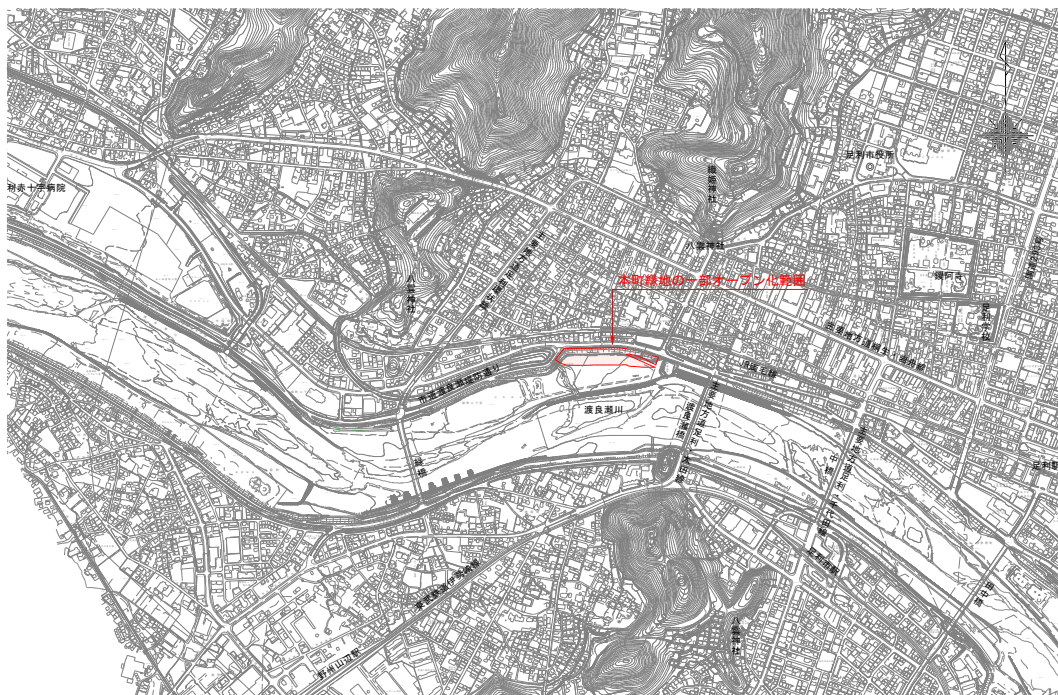
現在、渡良瀬川はグラウンドや多目的広場等多くの方に利用されていますが、市民や観光客、サイクリストにゆとりをもって滞在できる施設が不足している状況です。

このような背景のもと、河川利用者の利便性向上のため、「本町緑地」の一部において、国土交通省の支援制度である「かわまちづくり支援事業制度」により国が造成する堤防天端の平場を活用し、民間事業者の参入による賑わいの創出、地域の活性化を図ることを目的とした河川のオープン化が可能となりました。そこで本市では、より魅力的な緑地となるよう従来の官主導の施設整備ではなく、公募設置管理制度(Park-PFI)により民間事業者の資金やノウハウを有効に活用した施設整備及び管理運営を行うことにより、渡良瀬川河川敷の憩いや潤い、さらには、賑わいの創出を目的とし飲食店等を中心とした施設の誘導を図ります。

(2) 本町緑地の一部オープン化概要

名称	本町緑地の一部
所在地	栃木県足利市栄町二丁目外 利根川水系渡良瀬川の河川敷
開設予定年度	令和6(2024)年度
開設予定面積	約1.2ha
都市計画等による制限	市街化調整区域

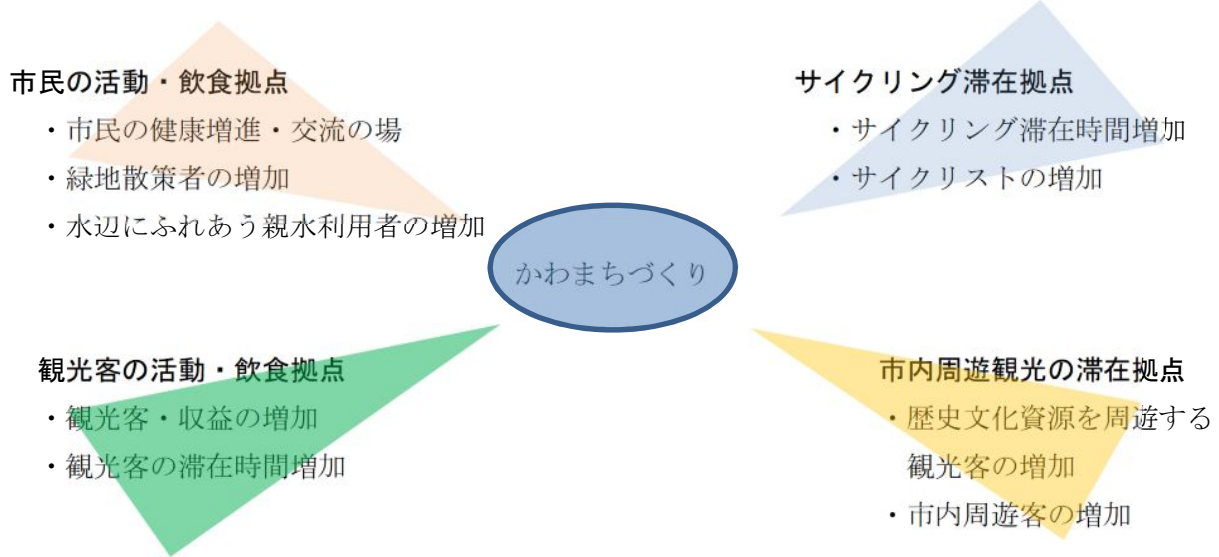
【公園位置図】



(3) 整備方針

本緑地で進めている「足利市かわまちづくり」の目標像や整備の基本方針は以下のとおりです。

【目指すべく未来像（目標像）】



【整備の基本方針】

●基本方針①：緑地と水辺空間が融合した基盤の整備

渡良瀬川のせせらぎや流れ、植物や生物を身近に感じながら、散策や休憩ができる水辺空間の整備を行う。

●基本方針②：人々が集まり、憩い、食を楽しめる機能の整備

渡良瀬川に隣接した夕日がきれいなロケーションを活かした景観のなかで、河川緑地を活かしたイベント等との連携により、人々が集まり、憩い、食を楽しめる機能の整備を行う。

●基本方針③：交流促進を実現する回遊性のある空間の創出

市民及び観光客、サイクリストの休憩スペース等の基盤整備を行うことにより、来訪者の利便性向上を図る。

(4) 事業範囲

認定計画提出者は、本町緑地の一部において、以下の業務を行うこととします。

- ① 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- ② 特定公園施設の設計業務（認定計画提出者の任意提案により変更有）
- ③ 特定公園施設の建設業務（認定計画提出者の任意提案により変更有）
- ④ 特定公園施設の譲渡業務（認定計画提出者の任意提案により変更有）
- ⑤ 利便増進施設の設置及び管理運営業務（認定計画提出者の任意提案）

項 目		公募対象公園施設	特定公園施設	その他公園施設
整備	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者・市	市
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者・市 ※認定計画提出者による一部整備費負担(収益還元)	市
	施設所有権	認定計画提出者 (設置管理許可)	市	市
管理	実施主体	認定計画提出者	指定管理者	指定管理者
	財産管理	認定計画提出者	市	市
	費用負担	認定計画提出者 ※設置許可使用料を負担	市(指定管理料)	市(指定管理料)

※公募対象公園施設は、本公募によって選定される認定計画提出者で運営、維持管理していただきます。特定公園施設及びその他公園施設については、本市指定の指定管理者で運営、維持管理します。

(5) 事業期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、基本協定の締結日から20年間以内とします。

なお、公募対象公園施設の設置許可期間は、許可日から10年以内としますが、設置許可期間内に認定計画提出者から更新の申請があった場合は、上記認定の有効期間内で許可を与えることとします。

設置許可期間には、公募対象公園施設の整備や解体・撤去（原状回復）の期間も含み、事業を終了するときには、自己の負担にて設置許可期間内に施設の解体・撤去（原状回復）を行うこととします。また、本市が必要と認めた場合、認定の有効期間の終了後においても、原状回復とせずに設置許可を更新することもあります。なお、認定計画提出者が整備や撤去工事に伴い工事エリアとして公園を占有する場合は、本市より占有許可を受ける必要があります。



(6) スケジュール

事業スケジュールは以下の予定です。ただし、都合により変更となる場合があります。

項目	スケジュール
公募設置等指針の公表	令和4(2022)年12月22日(木)
応募受付開始	令和4(2022)年12月22日(木)
質問の受付	令和4(2022)年12月22日(木) ～令和5(2023)年1月20日(金)
質問に対する回答期限	令和5(2023)年1月27日(金)
応募受付締切	令和5(2023)年2月28日(火)
公募設置等計画の受付	令和5(2023)年2月1日(水)～2月28日(火)
公募設置等計画の評価（審査）	令和5(2023)年3月下旬
設置等予定者の選定	令和5(2023)年5月上旬
基本協定の締結	令和5(2023)年6月
設置許可申請、承認	令和5(2023)年8月
認定計画提出者による工事着手	令和5(2023)年11月
供用開始	令和6(2024)年4月

(7) 事業の流れ

① 公募設置等予定者の選定

本市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、公募設置等予定者を選定します。

② 公募設置等計画の認定

本市は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、本市は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

③ 基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、本市との間で、協議の上、本事業の実施に関する基本的な役割分担等を定めた基本協定を締結します。

④ 公募対象公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の整備、維持管理及び運営を行うこととします。

⑤ 特定公園施設の設計・建設、市への譲渡

特定公園施設の設計及び建設は、認定計画提出者の負担において実施し、整備完了後、本市へ当該特定公園施設を譲渡します。なお、認定計画提出者の任意提案により、本市は一部負担する場合があります。

⑥ 特定公園施設の管理運営

全ての特定公園施設の引き渡しを終了した時点において、本市は、特定公園施設の管理運営について、本市指定の指定管理者が業務を行うことを予定しています。

⑦ 利便増進施設の設置、管理運営

認定計画提出者が認定計画に基づき設置する利便増進施設は、都市公園法第6条に基づく占用許可により設置し、認定計画に基づき管理運営を行うこととします。

2. 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

(1) 公募対象公園施設の種類

提案を求める公募対象公園施設の種類は、以下のとおりです。公園利用者やサイクリストが憩い、滞在できる拠点として、公園の魅力向上に資する収益施設等を提案してください。必須提案以外の提案は任意提案とします。また、提案内容の詳細は、本市及び河川管理者である国土交通省との協議のもと、決定するものとします。

- ・必須提案：飲食を提供できる施設
- ・その他の提案：都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている休養施設、便益施設、展望台及び集会所等に該当するもの

(2) 公募対象公園施設の場所

別添参考資料1「公園計画平面図」の「公募対象公園施設が設置可能な区域」に示す区域（約2,800 m²）内で、適当な設置場所を提案してください。

建築可能面積	約 2,800 m ²
現況	指定管理者制度により、指定管理者が管理運営 園路及び広場：園路、芝生広場(芝刈り実績：12回/年) 修景施設：植栽 休養施設：シェルター、ベンチ 遊戯施設：遊戯施設、スプリング遊具 便益施設：駐車場(72台)、便所、水飲場 管理施設：車止め 建蔽率：60% 容積率：200% その他：足利市地域防災計画により臨時ヘリポートに選定 飛行場外離着陸場 ドクターヘリランデブーポイント
都市計画等による規制	市街化調整区域 一級河川渡良瀬川の河川区域内の土地

※堤防天端の法肩から7mの範囲は河川管理用地であり、原則として構造物を設置することはできません。また、渡良瀬川の定規断面の掘削行為並びに定規断面内に構造物（基礎等を含む）を設置することはできません。

※建築物については、「公募対象公園施設が設置可能な区域」で、下記の条件とします。

- ・基礎形式：直接基礎
- ・建屋荷重（建屋+基礎）については、調査の上提案してください。

※施設にドライブスルーを設置する場合、河川管理用地を順路とすることはできません。

(3) 設置又は管理の開始の時期

公募対象公園施設の設置管理許可の申請は、基本協定の締結日以降とします。設置許可は、工事着手前までに受けてください。設置の開始時期は、許可日以降となります。

(4) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

公募対象公園施設の使用料の最低額は以下のとおりです。年間使用料（税抜）及び対象面積を提案してください。

公募対象公園施設の使用料の下限	960 円/㎡年 以上
-----------------	-------------

(5) 特定公園施設の建設に関する事項

① 特定公園施設の種類と整備内容

市が整備を求める特定公園施設は、以下のとおりとします。なお、詳細な配置（レイアウト）については、本市及び河川管理者である国土交通省との協議の上決定するものとします。

【河川区域内】

- ・ 駐車場
- ・ トイレ 1 基
- ・ 園路（河川管理用地）1800 ㎡程度

※1 上記特定公園施設について、認定計画提出者には、本市に負担を求める施設を提案してください。公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる収益からの充当により、可能な限り本市の負担を低減する提案としてください。

※2 園路（河川管理用地）については、構造物を設置し、駐車場として利用することはできません。また、渡良瀬川の定規断面の掘削行為並びに定規断面内に構造物（基礎等を含む）を設置することはできません。

※3 園路（河川管理用地）は、散策、サイクリング等の河川利用者のため通路を想定していません。また、堤防天端の法肩から 3.5m は、渡良瀬川の管理用通路と散策、サイクリング等の河川利用としての機能が兼用となります。営業時間中に限り、残りの 3.5m については、据置式の簡易的な工作物（短時間で移動可能な物）であれば、出水時の撤去を条件として河川管理者との協議により設置が可能となる場合があります。なお、利用に際してはカラー舗装等で区分けをする必要があります。

※4 堤防法面部の計画高水位を上回る箇所に、ベンチ等の休養施設を河川管理者との協議により設置が可能となる場合があります。

※5 堤防天端については、事業用地として利用することは可能です。ただし、河川管理者からの要請によりオープンスペース部分を使用することがあります。

※6 園路（河川管理用地）及び事業用地内にアスファルト舗装を施工する場合の舗装構成は下記により検討をお願いします。

- ・表層：エコスラグ入り再生密粒度 As(20)-50 t=5cm
- ・路盤：再生クラッシャーラン(RC-40) t=15cm

園路（河川管理用地）内の路盤その他道路構造物については、国土交通省において施工する予定です。

※7 上記トイレについては、公募対象公園施設が設置可能な区域内に特定公園施設として公募対象施設から独立した建物として提案してください。

※8 認定計画提出者は特定公園施設の建設後、特定公園施設を本市へ無償譲渡してください。

② 市による特定公園施設の建設に要する費用

特定公園施設の建設に要する費用は、公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる利益等で賄ってください。応募者には、本市に整備を求める施設を提案していただきます。可能な限り本市の負担を低減する提案としてください。

本市に整備を求める施設の上限額は、80,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

※本市に整備を求める施設の上限額は、予算措置について本市議会で成立されることを前提としています。

③ 特定公園施設の建設に関する提案

特定公園施設の建設は、基本協定締結後に設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容の提出を受け、本市が精査確認し、その後着工するものとします。全ての工事を完了した後、本市の完了検査を受け、本市への引渡し日は、完了検査合格後となります。引渡し日までは、認定計画提出者にて現地の管理をしてください。

(6) 利便増進施設の設置に関する事項

① 利便増進施設の設置について

利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。設置できる施設は、都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する自転車駐車場、地域における催しに関する情報提供のための看板その他政令で定める物件又は施設です。

② 利便増進施設を設置する場合の占用料

利便増進施設を設置する場合の占用料（税抜）は以下のとおりです。

占用許可使用料の負担	960 円／㎡年
------------	----------

(7) 都市公園の環境の維持及び向上措置

① 公募対象公園施設及び利便増進施設周辺の園地等に係る清掃等に関する事項

公募対象公園施設及び利便増進施設の周辺の園地等について、認定計画提出者の負担で清掃、

植栽管理等の日常的な維持管理を実施する園地等の範囲及び維持管理の内容について提案してください。

(8) 認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、基本協定の締結日から20年間以内とします。この有効期間には、公募対象公園施設の設計、工事及び事業終了時の解体・原状回復に要する期間も含まれます。なお、認定計画提出者と本市との協議により、認定の有効期間終了後、公募対象公園施設の解体・原状復旧とせず、継続して、設置管理許可を行う場合があります。

3. 公募の実施に関する事項等

(1) 公募への参加資格

① 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- イ 当該法人の設立根拠法に規定する解散または精算の手続きに入っている法人
- ウ 地方自治法施行令第167条の4に該当する法人
- エ 応募の日から、設置等予定者選定結果決定通知日までの間に、本市から指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人
- オ 最近の2年間において、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- カ 暴力団の排除に関し、次のいずれかに該当する法人
 - a. 応募の日から設置等予定者選定結果決定通知日までの間において、足利市暴力団排除条例（平成24年6月22日）に該当する法人。
 - b. 応募の日以前において、暴力団の排除に関して足利市暴力団排除条例（平成24年6月22日）に該当していた法人。ただし該当の対象外となった日から3年を経過した法人を除く。
- キ 選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している法人。

② 応募者の資格

- ア 応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。
- イ グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人として、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めてください。
- ウ 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。

エ 応募法人又は応募グループは、公募対象公園施設の設置許可を受け、公募対象公園施設の整備・管理運営及び特定公園施設の整備について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。

オ 公募対象公園施設及び特定公園施設の建築物の設計業務を行うものは、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることとします。

カ 公募対象公園施設及び特定公園施設の工事を行う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、建築一式工事における建設業の許可を受けていることとします。

キ 代表法人は公募対象公園施設の整備及び特定公園施設の整備・譲渡について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。

③ 応募条件

- ・ 応募法人は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。
- ・ 同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。

（２）提供情報

公募設置等計画の作成にあたっては、以下の資料を参照してください。

参考資料1：公園計画平面図

参考資料2：公園区域図

（３）事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は本市の承認を得て、別の民間事業者へ事業を承継させることとします。

4. 公募の手続きに関する事項等

（１）日程

「1.（6）スケジュール」に記載した日程を予定しています。ただし、都合により変更となる場合があります。

（２）応募手続き

① 公募設置等指針の交付

公募設置等指針や提出様式等は、本市ホームページに掲載します。掲載期間中、掲載資料が一部変更になる場合があります。その場合は、掲載資料を変更した旨を本市ホームページにてお知らせします。

なお、状況に応じて、応募登録申込者へ直接電子メール等により配布する場合があります。

【公表期間】：令和4(2022)年12月22日(木)～令和5(2023)年2月28日(火)

【配布場所】足利市都市建設部市街地整備課(窓口受付期間 8:30～17:15)

【掲載ページ】<https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/>

② 公募設置等指針に対する質問及び回答

本指針の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書(様式9)に質問事項を記入のうえ、下記の受付期間内に市街地整備課へ電子メールを提出してください。原則、電話での質問は受け付けられません。

質問に対する回答は、下記の回答期限までに市ホームページに掲載します。

【使用様式】様式9「質問書」

【受付期間】令和4(2022)年12月22日(木)～令和5(2023)年1月20日(金)

【提出方法】電子メール(件名は「本町緑地質問」と記載してください。)

【アドレス】kouen@city.ashikaga.lg.jp

【電話番号】0284-20-2181

【提出先】足利市都市建設部市街地整備課

【回答期限】令和5(2023)年1月27日(金)までに回答

③ 公募設置等計画等の受付

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、以下の注意事項及び公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

【使用様式】「公募設置等計画等関係書類一覧」に記載する様式(指定のないものは任意様式)

【受付期間】令和5(2023)年2月1日(水)～令和5(2023)年2月28日(火)まで

【受付場所】足利市都市建設部市街地整備課

【提出方法】受付場所へ持参又は郵送(必着)

<公募設置等計画等作成の注意事項>

- ・ 公募設置等計画等の提出は1応募法人(1応募グループ)1提案とします。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成してください。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の提出後の変更は認めません。
- ・ 必要に応じて公募設置等計画等関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。

公募設置等計画等関係書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 応募申込書	様式 1	1 部	5 部
2. 誓約書	様式 2	1 部	5 部
3. 応募制限関連書類（全ての構成団体について提出）	—	—	—
（1）定款又は寄付行為の写し	—	1 部	5 部
（2）法人登記簿謄本及び印鑑証明	—	1 部	5 部
（3）役員名簿	様式 3	1 部	5 部
（4）法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書（未納がない証明でもよい）	—	1 部	5 部
（5）財務状況表（財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等（直近3年間）」の写し） ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表	様式 4	1 部	5 部
（6）事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。	—	1 部	5 部
4. 応募資格関係書類（該当する法人について提出）	—	—	—
（1）一級建築士事務所登録を証する書類の写し	—	1 部	5 部
（2）設計業務の実績を証する書類	様式 5-1	1 部	5 部
（3）建設業法に基づく許可の写し	—	1 部	5 部
（4）建設工事の実績を証する書類	様式 5-2	1 部	5 部
（5）施設の管理運営実績を証する書類	様式 5-3	1 部	5 部
5. 公募設置等計画 表紙	様式 6-1	1 部	5 部
（1）全体計画 ①事業の実施方針 ②事業実施体制 ③施設の配置計画 ④施設の管理運営計画 ⑤スケジュール	様式 6-2	1 部	5 部
（2）公募対象公園施設に関する計画 ①公募対象公園施設の設置・管理の目的 ②公募対象公園施設の概要	様式 6-3	1 部	5 部

③公募対象公園施設の工事の時期、実施方法及び設置・管理の期間 ④関連図面			
(3) 特定公園施設に関する計画 ①特定公園施設の設置・管理の目的 ②特定公園施設の概要 ③特定公園施設の工事の時期、実施方法及び設置・管理の期間 ④関連図面	様式 6-4	1 部	5 部
(4) 利便増進施設に関する計画（※提案する場合） ①利便増進施設の設置・管理の目的 ②利便増進施設の概要 ③利便増進施設の工事の時期、実施方法及び設置・管理の期間 ④関連図面	様式 6-5	1 部	5 部
(5) 管理運営に関する計画 ①公園の賑わい向上や集客につながる企画の考え方 ②管理運営の方針 ③全体の維持管理について ④駐車場の管理運営計画 ⑤リスク管理や事業継続性	様式 6-6	1 部	5 部
(6) 資金計画及び収支計画 ①公募対象公園施設及び特定公園施設の資金計画 ②公募対象公園施設の収支計画	様式 7	1 部	5 部
(7) 価格提案書	様式 8	1 部	5 部

④ プレゼンテーション資料

公募設置等計画等を提出された者は、プレゼンテーション用の電子データを下記のとおり提出してください。提出期限については、公募設置等計画等を提出時に応募者に連絡します。

【提出資料】プレゼンテーション用発表資料（形式：パワーポイント）

【提出方法】電子メールにて提出

【提出先】足利市都市建設部市街地整備課

【アドレス】kouen@city.ashikaga.lg.jp

(3) 事務局

足利市都市建設部市街地整備課緑化推進担当

住 所：足利市本城三丁目 2 1 4 5

電 話：0284-20-2181／FAX：0284-21-1946

メールアドレス：・・・kouen@city.ashikaga.lg.jp

(4) 受付時間

公募設置等計画等の受付を含め、すべての事務取扱は、平日午前8時30分から午後5時15分までとします。

(5) 審査方法等

① 審査の流れ

以下の手順に従って審査します。

ア 第一次審査

提出されたすべての公募設置等計画等について、都市公園法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査します。

a 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

b 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

c 本指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

イ 第二次審査

第一次審査を通過した提案について、「本町緑地公募対象公園施設設置等予定者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、③で示す評価の基準に沿って審査します。応募者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。

なお、応募者が多数の場合は、プレゼンテーション対象者を数社程度に絞ることがあります。

② 選定委員会

本市は公募設置等計画の審査にあたり、選定委員会を設置します。

応募者から提出された公募設置等計画について③の評価項目、内容に基づき審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定します。

なお、審査の結果によっては、最優秀提案、次点提案の一方又は両方について、該当案なしとする場合があります。

③ 評価の基準

本市は、提出された公募設置等計画について、以下の評価項目に沿って評価を行います。

<評価の項目、内容>

評価項目	評価の視点	配点
事業の実施方針	① 公募設置等指針に示す事業背景、目的、方針等を十分に理解し、それに合致した提案がなされているか。	30
	② 事業全体の進め方が適切であり、事業が確実に実現できるスケジュールになっているか。	
	③ 公園利用者の利便性向上が図られているか。	
	④ 地域経済の活性化に則した内容であるか。	
事業の実施体制	① 事業の実施体制が適切であるか。	30
	② 財務の健全性及び応募法人等役割分担が適正であるか。	
施設の配置計画	① 本事業における利用対象者を十分理解した施設となっているか。	40
	② 公園の魅力向上につながる上質な空間となるデザイン、仕様となっているか。	
	③ 周囲との動線や機能性確保に配慮した計画となっているか。	
施設の管理運営計画	① 公園の賑わいや集客につながる企画について、実現性のある運営計画となっているか。	50
	② 公園利用者のニーズを把握し、魅力ある業種・業態が提案されているか。	
	③ 利用しやすく、安全・安心に配慮した施設管理等の提案がなされているか。	
	④ 施設だけでなく、緑地や河川空間と連携した運営計画となっているか。	
	⑤ 災害発生時の危機管理に対応した管理体制となっているか。	
事業計画	① 収支計画が適切であり、継続的な事業が可能となっているか。	30
	② 事業撤退に至ると想定されるリスクと対応方針が適切であるか。	
	③ 業務遂行に必要な経営基盤を有しているか。	

価額提案	① 特定公園施設の建設における本市の負担額をどれだけ軽減しているか。	20
	② 公募対象公園施設の設置許可使用料をどれだけ増額しているか。	
合計		200

※表中の価格提案①、②は、下記の方式により評価します。

①整備費【10点】

評価点＝10点×【応募者の提案における特定公園施設に係る整備面積（㎡）】 / （すべての応募者の提案のうち最も広い整備面積（㎡））

②年間使用料【10点】

評価点＝10点×【応募者の提案における年間使用料提案額】 / 【応募者から提案された最も高い年間使用料提案額】

④ 結果通知

選定結果は、速やかに応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は審査講評（概要）とあわせて、本市ウェブサイトで公表します。

⑤ 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。

また、本指針配布日から公募設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

（6）公募設置等予定者等の決定

本市は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を公募設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。本市が公募設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは公募設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。

なお、審査の結果によっては、公募設置等予定者、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

（7）公募設置等計画の認定

本市は、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

(8) 契約の締結等

① 基本協定

本市は、認定計画提出者と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。

② 設置管理許可

認定計画提出者は、公募対象公園施設の設置開始時期までに、公募対象公園施設の設置管理許可を受け、建設、維持管理及び運営を行っていただきます。また、設置管理許可（更新期間も含む）には、公募対象公園施設の建設に係る期間や事業終了前の解体・撤去期間を含むものとします。また、工事期間中に占有が必要な場合は、事前に占有許可を受け、占有料を支払うこととします。

認定計画提出者は、事業期間終了時（設置認可等を取消し又は更新しない場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合も含む）までに公募対象公園施設を撤去し、更地にして本市へ返還することとします。

なお、事業終了に際し、本市との事前協議により、施設の存置に合意した場合は、この限りではありません。

また、本市の合意を得ずに、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行わない場合、本市は、認定計画提出者の代わりに撤去・更地工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

③ 特定公園施設建設・譲渡契約

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、本市と「特定公園施設建設・譲渡契約」を締結します。

特定公園施設は、事業者の負担において施工していただき、建設完了後、本市へ譲渡していただきます。特定公園施設の譲渡については、公募対象公園施設の供用開始までに完了してください。

また、特定公園施設の建設に伴い工事エリアとして公園を占有する場合、都市公園法第6条に基づく都市公園占有許可を受けるものとしますが、この場合の占有料については、原則として免除します。

(9) リスク分担

① リスク分担

本事業における主なリスクについては、下表の負担区分とします。なお、リスク区分に疑義がある場合、またはリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、本市と認定計画提出者が協議のうえ、負担者を決定するものとします。

＜リスク分担一覧表＞

リスクの種類	内容		負担者	
			市	認定計画提出者
法令等の変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更		○	
	その他の法令変更			○
第三者賠償	認定計画提出者が工事・管理運営業務において第三者に損害を与えた場合			○
	本市の提示条件、指示により第三者に損害を与えた場合（応募企業又は構成企業に過失がある場合を除く）		○	
物価	設置等予定者決定後のインフレ、デフレ			○
金利	設置等予定者決定後の金利変動			○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業※1	公募対象公園施設		○
		特定公園施設	協議事項	
資金調達	必要な資金確保			○
事業の中止・延期	本市の責任による中止・延期		○	
	認定計画提出者の責任による中止・延期			○
	認定計画提出者の事業放棄・破綻			○
申請コスト	申請費用の負担			○
引継コスト	施設運営の引継費用の負担			○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減			○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況			○
運営費の増大	本市の責による運営費の増大		○	
	本市以外の要因による運営費の増大			○
施設の修繕等	施設、機器等の損傷			○
債務不履行	市の協定内容の不履行		○	
	認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行			○
性能リスク	本市が要求する業務要求水準の不適合に関するもの			○

損害賠償	施設、機器等の不備による事項		○
	施設管理上の瑕疵による事項		○
警備リスク	認定計画提出者の警備不備による事項		○
運営リスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵による臨時休業等に伴うリスク		○
資料等の損失	応募企業又は構成企業の責によるもの		○
	市の責によるもの	○	
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	周辺地域との協調、施設の維持管理・運営業務の内容に対する住民及び施設利用者からの苦情・要望等への対応	○	○
情報の安全管理	市の責に帰すべき事由による個人情報の漏えいによる賠償費用	○	
	応募企業又は構成企業の責に帰すべき事由による個人情報の漏えいによる賠償費用		○

※1 ・当公園は、河川区域にあり、洪水などの災害時発生時において災害対応のために必要な場合、本市は認定計画提出者に対して業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。

② 損害賠償責任

認定計画提出者は、本業務実施にあたり、認定計画提出者の故意または過失により、市又は第三者に損害を与えたときは、認定計画提出者とその損害を、市又は第三者に賠償するものとします。

また、市は、認定計画提出者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、認定計画提出者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

③ その他

認定公募設置等計画の実施については、応募法人グループの代表構成団体が当該業務を遂行する責務を負うものとします。

公募対象公園施設の管理運営については、応募法人グループの構成団体が実施することとします。

(10) 第三者の使用等

認定計画提出者が所有する公募対象公園施設を第三者に使用させる場合（一時使用の場合は除く）は、借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとし、契約内容等について本市の確認を受けてください。

(1 1) 委託

認定計画提出者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。認定計画提出者は、本事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって本市へ申請し、承諾を得なければなりません。また、本市の承諾を得て、本事業の一部を第三者に委託する場合、当該委託先に基本協定の規定を遵守させるとともに、全ての責任は認定計画提出者が負うこととします。

(1 2) 事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、本市の承認により別の民間事業者が事業を承継するか、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、更地にして返還していただく必要があります。なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行わない場合、本市は、認定計画提出者に代わり撤去・更新工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

(1 3) 法規制等

- ・ 提案内容は、都市公園法、都市計画法、足利市都市公園条例、建築基準法、消防法、その他各種関係法令等を遵守してください。
- ・ 事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により実施してください。

■用語の定義

<p>P-PFI</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。 <p style="text-align: center;">＜P-PFI のイメージ＞</p> 
<p>公募対象公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 <p>例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等</p>
<p>特定公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
<p>利便増進施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。
<p>公募設置等指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> P-PFIの公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。

公募設置等計画	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の3の規定に基づき、P-PFIに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置等予定者	<ul style="list-style-type: none"> 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	<ul style="list-style-type: none"> 公園管理者が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者